

令和5年度第7回教育委員会定例会

議事日程及び議案等

令和5年10月26日（木）

16時00分

於：女性第一・第二研修室

議事日程

令和5年10月26日(木) 16時00分

女性第一・第二研修室

1 開 会

2 会議成立の宣告

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議 案

定第42号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について]

定第43号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程一部改正について]

定第44号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市教育委員会表彰規程一部改正について]

定第45号議案 鹿児島市文化財審議会委員の委嘱の件

6 報告事項

(1) 市立美術館と県立松陽高等学校との連携協定について

7 その他

8 閉 会

代決処分の承認を求める件

鹿児島市教育委員会の事務局及び教育機関の職員の任免について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和5年10月26日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務、第6条の事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1)～(3) 略す

(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。

(5)～(20) 略す

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

(令和5年10月1日付)

鹿児島市教育委員会事務局等職員人事異動

新	旧	氏 名
(係 長 級)【出向】 人事課付 主査 道路管理課 主査	星峯中学校 主査 総務課 主査	福永 哲二 寶地 成明

代決処分の承認を求める件

鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程の一部改正について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和5年10月26日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

別表の表中

「

(7) 外勤命令	局長参事 部長	部長参事 課長	課長（上司と勤務公署の異なるものに限る。） 所属の職員
----------	------------	------------	--------------------------------

」

を

「

(7) 外勤命令	局長参事 部長	部長参事 課長	課長（上司と勤務公署の異なるもので、情報処理システムによる申請により難しい場合に限る。） 所属の職員
----------	------------	------------	---

」

に改める。

付 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

（改正理由）

外勤の処理手続の変更に伴い、外勤に係る専決事項を改めるものである。

鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程（昭和46年教育長訓令第2号）新旧対照表

【別表】

現行

専決事項	専決区分	教育長	部長共通	課長共通
(1)～(6) (略)				
(7) 外勤命令		局長参事 部長	部長参事 課長	課長（上司と勤務公署 の異なるものに限る。） 所属の職員
(8)～(12) (略)				

改正案

専決事項	専決区分	教育長	部長共通	課長共通
(1)～(6) (略)				
(7) 外勤命令		局長参事 部長	部長参事 課長	課長（上司と勤務公署 の異なるもので、情報 処理システムによる申 請により難しい場合に限 る。） 所属の職員
(8)～(12) (略)				

代決処分の承認を求める件

鹿児島市教育委員会表彰規程の一部改正について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 5 年 1 0 月 2 6 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

（代決）

第 4 条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第 2 条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

鹿児島市教育委員会表彰規程の一部を改正する訓令

第8条第2項中「教育長」を「委員会事務局管理部長」に改め、同条第3項中「管理部長」を「教育部長」に改め、同条第4項中「教育部長、」を削り、同条第7項中「教育長」を「会長」に改め、同条に次の1項を加える。

10 会長は、審査の結果を教育長に報告しなければならない。

第11条中「教育長」を「会長」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

(改正理由)

表彰選考会の会長変更等に伴い、関係条文の整理をするものである。

鹿児島市教育委員会表彰規程（昭和42年教育委員会訓令第2号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(表彰選考会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 会長は、<u>教育長</u>をもつて充て、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、<u>委員会事務局管理部長</u>をもつて充て、会長を補佐する。</p> <p>4 委員は、<u>委員会事務局の教育部長</u>、各課長、<u>管理部総務課総務係長</u>及び<u>教育部学務課教職員係長</u>をもつて充て、表彰に関する調査審議をする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 会の庶務に従事する者が必要であるときは、<u>委員会事務局の職員の中から教育長が命ずる。</u></p> <p>8・9 (略)</p> <p>(必要な事項)</p> <p>第11条 この規程の施行に<u>必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p>	<p>(表彰選考会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 会長は、<u>委員会事務局管理部長</u>をもつて充て、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、<u>委員会事務局教育部長</u>をもつて充て、会長を補佐する。</p> <p>4 委員は、<u>委員会事務局の各課長</u>、<u>管理部総務課総務係長</u>及び<u>教育部学務課教職員係長</u>をもつて充て、表彰に関する調査審議をする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 会の庶務に従事する者が必要であるときは、<u>委員会事務局の職員の中から会長が命ずる。</u></p> <p>8・9 (略)</p> <p>10 <u>会長は、審査の結果を教育長に報告しなければならぬ。</u></p> <p>(必要な事項)</p> <p>第11条 この規程の施行に<u>必要な事項は、会長が別に定める。</u></p>	

報告事項

(1) 市立美術館と県立松陽高等学校との連携協定について

別紙のとおり…報告事項関係資料(1)

市立美術館と県立松陽高等学校との連携協定について

次のとおり、市立美術館が主催する展覧会や教育普及活動等における活動の充実を図るとともに、県立松陽高等学校が取り組んでいる人材育成等を円滑に実施するため、連携協定を締結しました。

日 時：令和5年10月7日(土) 10:00～10:30

場 所：鹿児島市立美術館 エントランスホール

出席者：美術館館長 楠元香代子、美術館副館長 池田雅光
松陽高等学校校長 田嶋吾富、教頭 福重成美
松陽高等学校美術科1年生

- 協定内容：(1) 高校で実施する授業に美術館の職員を講師として派遣すること。
(2) 美術館の実施する学芸講座や鑑賞教室などに高校生が参加すること。
(3) 美術館で開催する企画展の演奏会に参加してもらうこと。
(4) 高校が開催する芸術祭などに会場を提供すること。

※当日の13:00から、美術科1年生5名を対象に、対話型アート鑑賞を実施しました。

